

平成 18 年（2006 年）4 月 24 日

横須賀市における高齢者虐待防止事業

横須賀市高齢者虐待防止センター

保健師 角田幸代

- 1 横須賀市の概況
- 2 高齢者虐待防止センター
- 3 高齢者虐待の定義のとらえ方
- 4 高齢者虐待防止事業
 - (1) 相談
 - (2) ネットワークミーティング
 - (3) 研修会
 - (4) 市民啓発
- 5 高齢者虐待への対応
- 6 法施行に向けての課題

横須賀市における高齢者虐待防止事業



平成18年4月24日

横須賀市

高齢者虐待防止センター

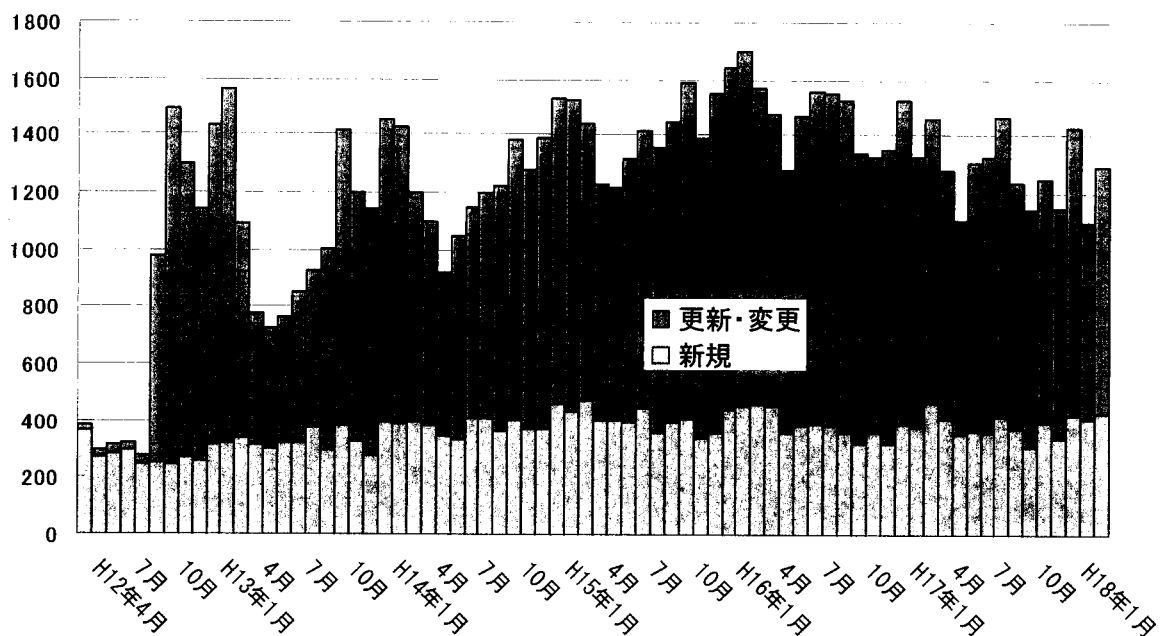
保健師 角田幸代

横須賀市の高齢者数と高齢者率の推移

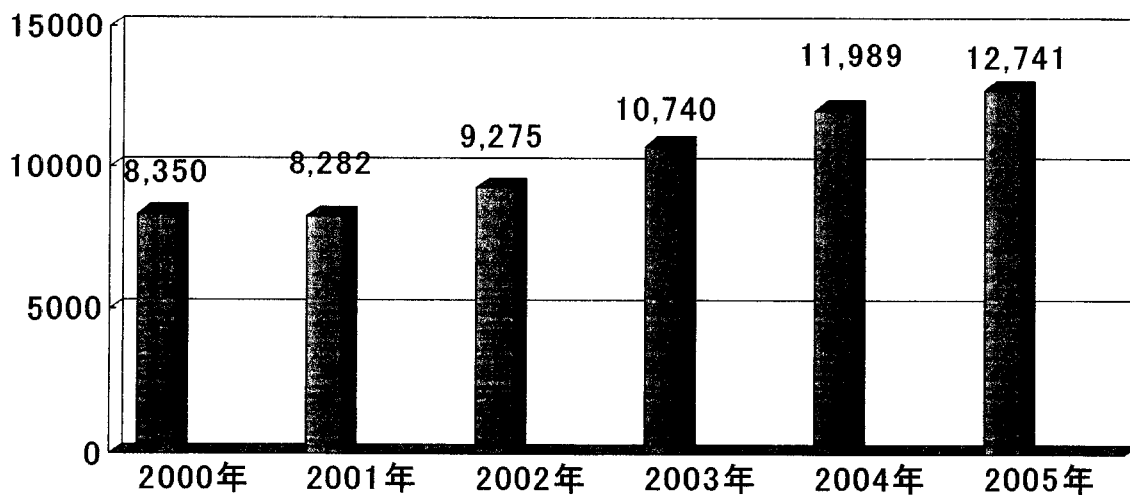
	1985年	1990年	1995年	2000年	2006年
人口	427,116人	433,358人	432,193人	428,645人	431,026人
65歳 以人口	40,419人	49,146人	60,725人	74,760人	92,329人
高齢化率	9.46%	11.34%	14.05%	17.44%	21.42%

* (1985年～2000年は国勢調査、2006年は4月1日住民基本台帳による)

介護保険申請件数推移



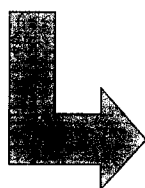
介護保険認定者数の推移



(10月1日現在)

横須賀市の地域包括支援センター

- 地域包括支援センター(市直営)
基幹型在宅介護支援センター
高齢者虐待防止センター含む



地域型在宅介護支援センター
(委託30か所)

* 年度内に委託開始(12か所予定)

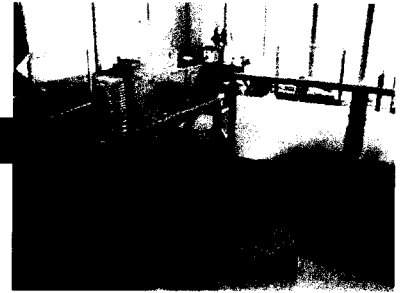
高齢者虐待防止事業

横須賀市では法制化に先駆けて平成13年度から、高齢者虐待防止、早期発見、早期対応を目的として「高齢者虐待防止事業」に取り組んでいる。

平成15年度は金沢市とともに厚生労働省の
モデル事業を実施。

平成16年度から自治体初の
高齢者虐待防止センターを開設。

高齢者虐待防止センター 業務の内容



■相談

高齢者虐待に関する相談

■虐待への対応

家庭訪問などによる、被虐待者への支援

虐待者への対応

関係機関との連絡調整、他機関の紹介など

■関係機関との連携のために

高齢者支援のためのネットワークミーティングの開催

高齢者虐待に関わる関係者のための研修会など。

* 保健師3名配置

高齢者虐待の定義と分類

平成15年11月医療経済研究機構

「家庭内における高齢者虐待に関する調査」に示された対象者の範囲と種類

身体的虐待

暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

心理的虐待

脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的に苦痛を与えること

性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

介護・世話の 放棄放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族がその提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること

高齢者虐待防止事業の目的

高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応

事業の内容

高齢者虐待防止事業の4つの柱

相談

ネットワーク

ミーティング

高齢者虐待防止事業

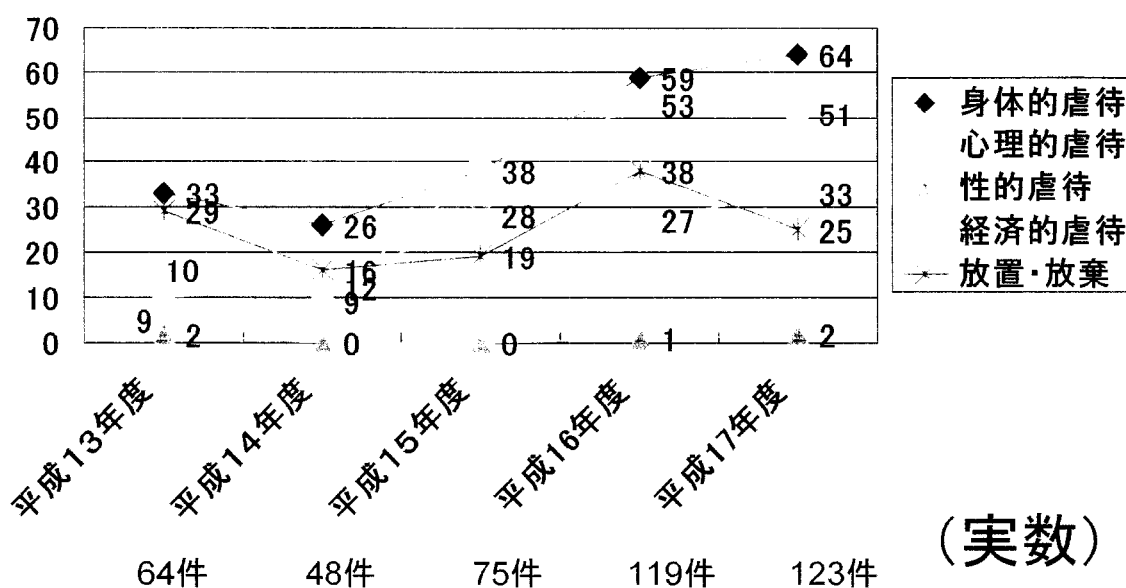
研修会

市民啓発

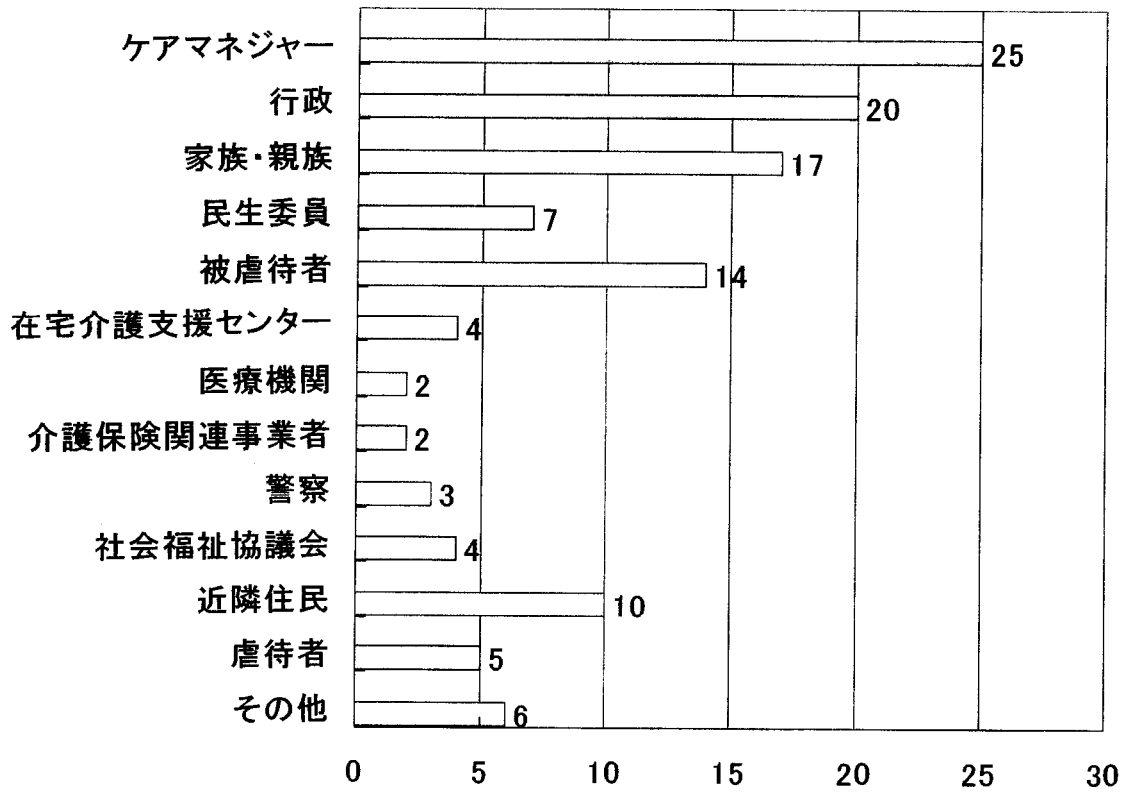
相談

- 高齢者虐待相談
専用電話・面接コーナー
- 介護者のメンタルヘルス相談

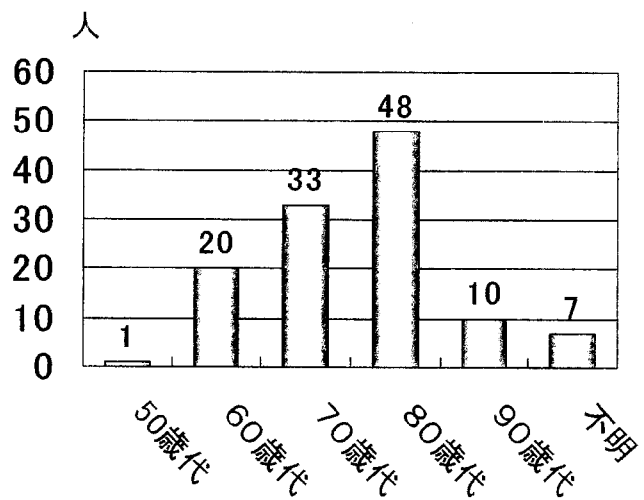
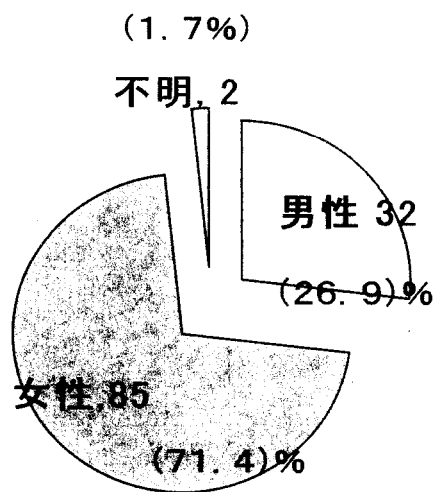
高齢者虐待相談 虐待の種類内訳年次推移



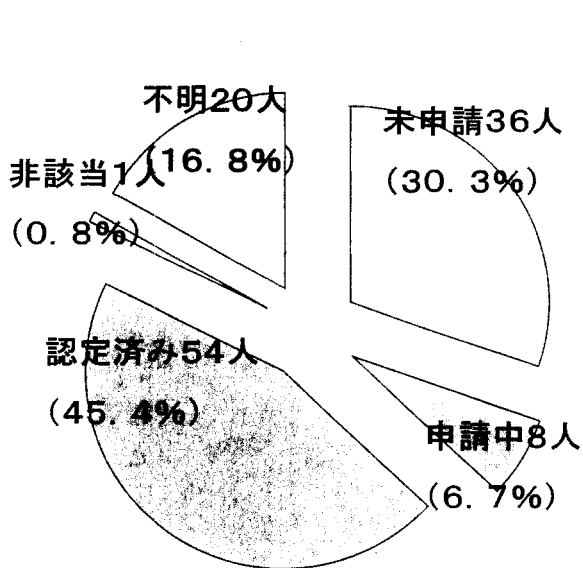
平成16年度 相談者119件の内訳



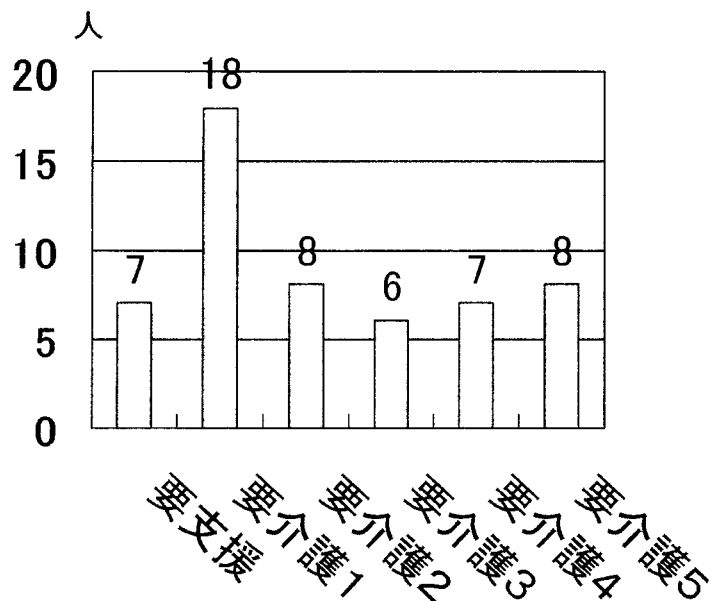
被虐待者 性別・年齢



被虐待者 介護保険申請の有無と介護度

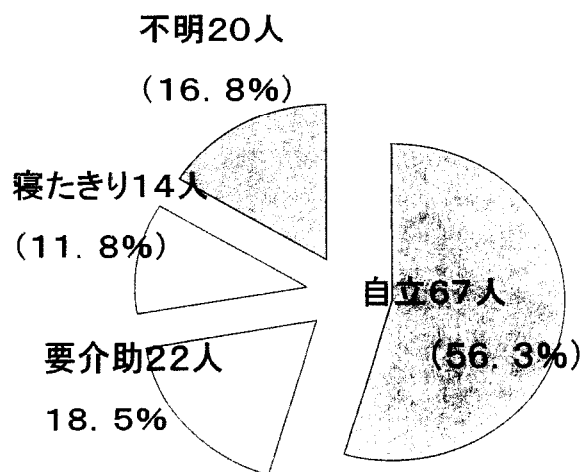


* (計119件)

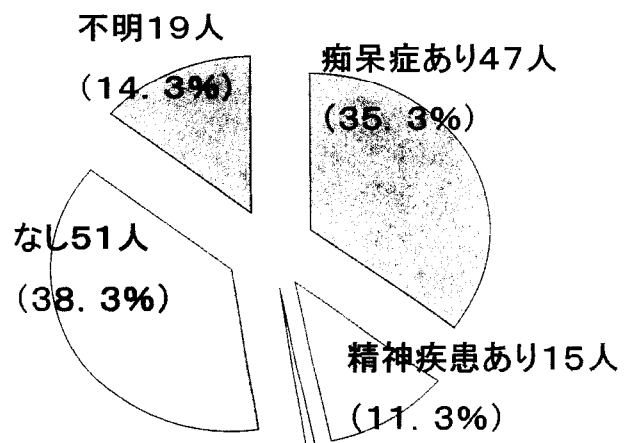


* (計54件)

被虐待者 移動の状態 精神疾患などの有無

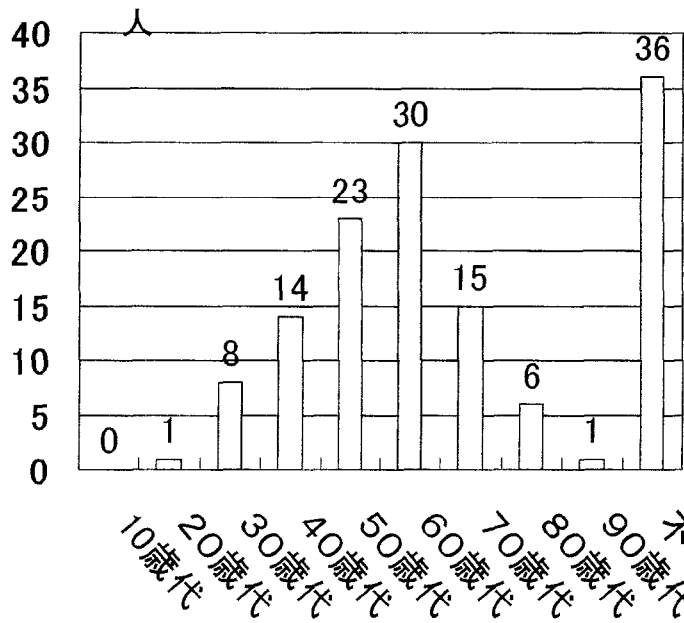
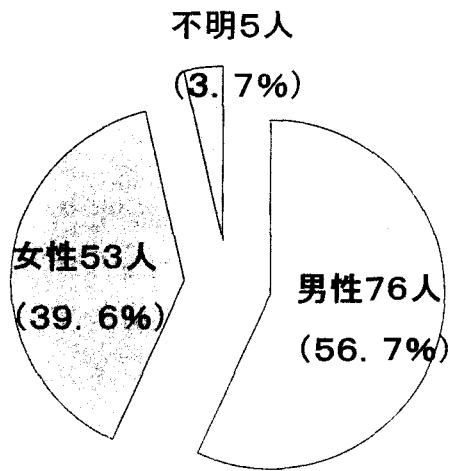


* (計119件)



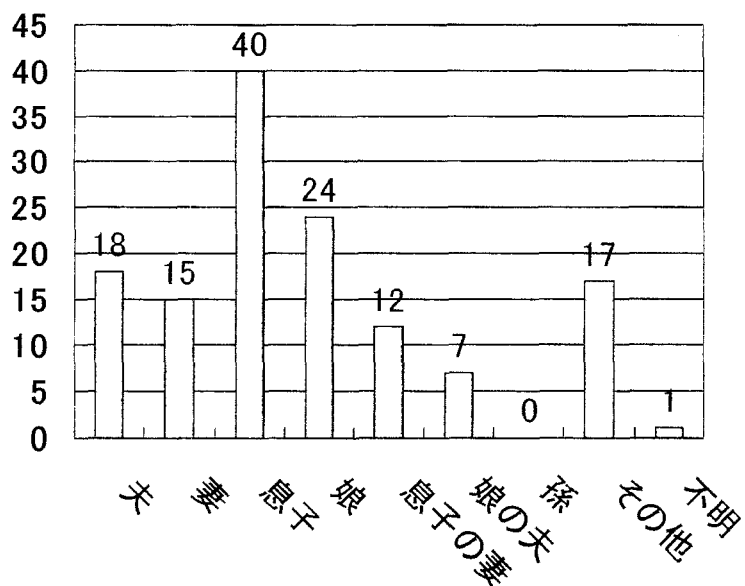
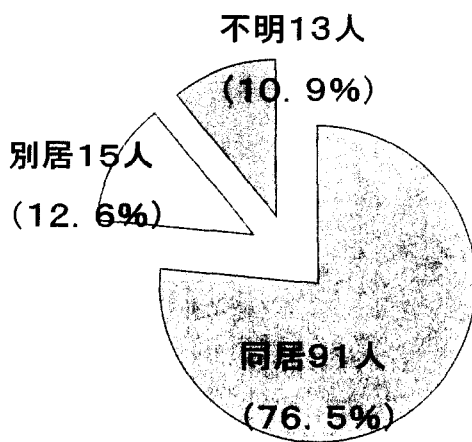
知的障害1人
(0.8%)

虐待者 性別・年齢



* (計134件)

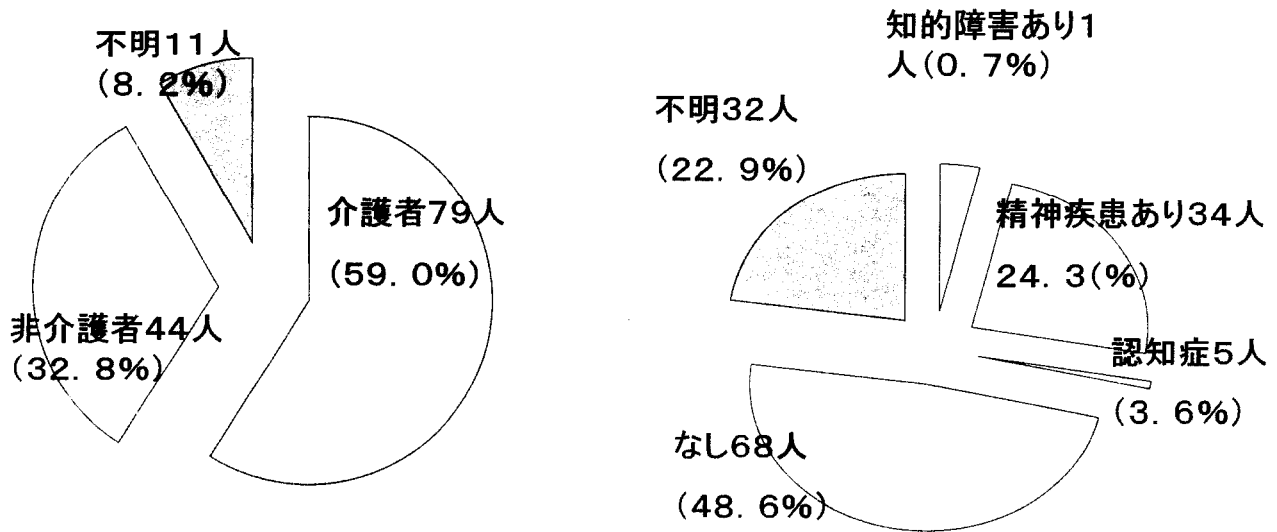
虐待者 同居・別居 被虐待者との関係



* (計119件)

* (計134件)

虐待者 介護者か否か 精神疾患の有無



* (計140件)

高齢者虐待防止センターに寄せられる相談

- 高齢者の体に不審なアザがある
- 家族がお酒を飲んで暴力をする
- お金を出せと脅される。応じないと暴力を受ける
- 必要と思われる介護サービスを受けさせない
- 高齢者をたたいてしまいそうになる。あるいはたたいてしまった
- 怒鳴り声が聞こえる
- 家族が必要な介護をしていないなど

高齢者虐待の発生要因(横須賀市での相談から)

被虐待者側の問題	虐待者側の問題	その他の問題
加齢や怪我によるADL 過去からの虐待者との 人間関係の悪さ、悪化 要介護状態 痴呆症の発症・悪化 判断力の低下 金銭の管理能力の低下 収入が少ない 借金、浪費癖がある 性格 精神不安定な状態 整理整頓ができない 相談者がいない 他疾病、障害など	高齢者に対する恨みなど 過去からの 人間関係の悪さ 介護負担による 心身のストレス 金銭の管理能力がない ギャンブルなど 収入不安定、無職 借金、浪費癖がある アルコール依存 性格 相談者がいない 親族からの孤立 精神不安定、潔癖症 他疾病、障害など	親族関係の悪さ、孤立 近隣、社会との 関係の悪さ、孤立 家族の力関係の変化 (主要人物の死亡など) 家屋の老朽化、不衛生 人通りの少ない環境 暴力の世代間 家族間連鎖

相談事例 (要因別タイプ)

Aタイプ: 介護負担蓄積型

Bタイプ: 力関係逆転型

Cタイプ: 支配関係持続型

Dタイプ: 関係依存密着型

Eタイプ: 精神的障害型

高齢者虐待の特徴

どちらが
悪いと
いえない
相互関係

子供虐待防止法
DV防止法
に続いて法制化

外出の機会が少なく、
閉ざされた環境、
世間体のために隠し
潜在化する

社会・介護スタッフ・
当事者とも
認識が高くない

多問題の
処遇困難ケース

相談窓口が
わからない

虐待の定義も
あいまい

実態が把握
されていない

支援の方法論
・技法が
確立されていない

介護者のメンタルヘルス相談

<対象者>

- 介護していてつらい気持ちを聞いてほしい人
- 介護者としての自分を肯定的に受け止められない人
- 介護していて自分の性格や態度がきつくなっていると思う人
- なかなか相談する機会のない人
- 真面目に介護に向き合っている人

実際に話を聞いてみると……

- * 介護方法の問題
- * 介護負担の問題
- * 家族不和の問題
- * 本人の問題

本来の自分を取り戻し、元気になってもらう

ネットワークミーティング

- 個別部会
- 全体会

ネットワークミーティング開催目的

- 正しい情報を共有化する
- 今後の方向性を検討する
- かかわりの方向性を統一する
- かかわる関係者の役割を確認する
- 対応の仕方について検討する
- 在宅療養の限界を確認する。措置入所などの検討。
- 施設入所を検討する
- 緊急時の連絡体制を整える など

ネットワークミーティングの事前準備

- 相談内容や事実の情報集と整理
- 状況改善のための問題・課題の把握
- 当事者と関係者のかかわりの理解と整理
- 今後の方向性の検討
- 効果的な検討ができるように検討用紙を準備
- ミーティングメンバーや時間・会場の調整、連絡

ネットワークミーティングメンバーの例



高齢者虐待防止 ネットワークミーティングの効果

- 関係者間で情報を共有化、整理できる
- 膠着ケースでは、新たな方向性を打ち出し、関係者間の役割分担の再確認を行った
- 主治医の理解を得られた
- 関係者間の不安の解消(一人で抱え込まない)
- その後の情報交換がスムーズになる
- 高齢者虐待の早期発見や予防的関わりの必要性を関係者が再確認する
- 高齢者虐待の情報の集約・整理できる
- 地域での問題を見直すきっかけとなる
- 地域での予防・啓発活動につなげる

研修会

職員や関係機関の相談援助技術のスキルアップ。



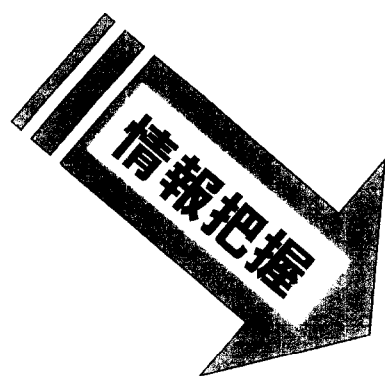
- ◆ 高齢者虐待の認識を高める
- ◆ 虐待に気づくアンテナを高く
～気づいたことを大切に
- ◆ 介護者を加害者にしない
～介護者への支援
- ◆ 連携による業務の円滑化

市民啓発 市民の高齢者虐待の理解を深め、介護者を支援する地域づくり。



- ◆ 身近なところで起きている認知症の理解
- ◆ 介護者への配慮・応援
- ◆ 高齢者の自立する気持ち、人権意識の必要性
- ◆ 高齢者虐待を防ぐために何ができるか

相談対応イメージ



「生命に
危険性があるか」
緊急性の判断



家庭訪問

福祉事務所
総合相談と連携協力

改善に向けて支援

- 生活状況の把握
- 介護者の状況
- 生活環境・近隣との関係
- 経済的な問題

必要に応じて
ネットワークミーティング

対応方法

- 家庭訪問 事実確認 支援体制の構築
- 認知症相談の活用
- 介護保険サービス利用支援 ～在宅・施設
- 関係機関連絡調整
- 家族・親族調整
- 成年後見制度利用支援
- 介護者のメンタルヘルス相談

高齢者虐待に関わる人が気をつけたいこと

- プライバシーを守る～個人情報への扱い
- 介護に対する特定の価値観を押し付けない
- たやすく解決できない問題である認識の必要性
- 一人で抱え込まない ～連携・組織での対応
- 客観的に判断する
- 正義感に燃えすぎない
- 心の健康を保つこと

横須賀市の法制化への貢献

- モデル事業の実施・報告書の作成
- 地味な事業実施・継続・拡充
- 自治体の視察の受入
- 自治体・団体の研修講師
- 国会議員の勉強会への講師派遣
- 各党作成の法案に対するヒアリング
- 各種雑誌等執筆取材対応など
- 日本高齢者虐待防止学会への参加と協力

	平成 16年度	平成 17年度
視察受入	25回	16回
研修講師	26回	21回

法の施行に向けての課題

- 通報の受理と立ち入り調査
- 相談窓口・対応体制の整備
- 居室の確保
- 自立している高齢者の相談
- 家族の問題をどこまで
- やむをえない措置の限界
- 保護された高齢者のQOLの問題
- 職員の安全の確保の問題